

船舶インシデント調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| インシデント種類 | 運航不能（バッテリー過放電） |
| 発生日時 | 令和元年10月26日 13時30分ごろ |
| 発生場所 | 福岡県北九州市 ^{あいの} 藍島西方沖 藍島港 ^{よせ} 寄ノ浦D防波堤灯台から真方位296°1,130m付近 （概位 北緯34°00.1′ 東経130°48.1′） |
| インシデントの概要 | プレジャーボートはまこうは、漂泊中、機関の始動ができなくなり、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 令和元年11月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート はまこう、5トン未満（長さ8.6m） |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 291-21956山口、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| インシデントの経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、機関を停止して漂泊中、魚群探知機及びGPSプロッターを作動させて流し釣りを行った後、帰航しようとして機関を始動しようとしたところ、バッテリーが過放電状態となっており、機関の始動ができず、運航不能となった。 本船は、備え付けていた発煙筒を使用し、付近を航行する船に救助を求め、その後、海上保安庁の巡視艇にえい航されて山口県下関市下関漁港に入港した。 |
| 分析 | 本船は、機関を停止して漂泊中、魚群探知機及びGPSプロッターを作動させ、バッテリーが過放電状態となったことから、機関の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、本船が、機関を停止して漂泊中、魚群探知機及びGPSプロッターを作動させ、バッテリーが過放電状態となったため、機関の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 機関を停止して漂泊する際は、魚群探知機、GPSプロッター等、電気機器の長時間使用を避けること。 |